

# 平成24年度診療報酬改定の結果検証にかかる特別調査の 進め方について（案）

## 1. 調査の進め方について

平成24年度特別調査については、下記の流れの通り進めたい。

### (1) 調査項目策定

- ① 平成24年度診療報酬改定の結果検証にかかる特別調査の調査項目決定（検証部会→総会）
- ② 平成24年度実施分の調査項目決定（検証部会→総会）

### (2) 調査設計作成

- ③ 調査設計素案作成、調査検討委員会人選（厚生労働省）
- ④ 受託業者決定（決定後直ちに打ち合わせ。作業趣旨確認・迅速化徹底）
- ⑤ 調査設計原案作成（受託業者）
- ⑥ 調査設計原案について、中医協委員及び調査検討委員会委員より意見を求め、必要な修正を行い、調査設計を完成

### (3) 調査票作成

- ⑦ 調査設計をもとに厚生労働省と受託業者で打ち合わせを実施し、調査票原案作成（受託業者）
  - ・CS等専門家意見反映
- ⑧ 調査票原案を中医協委員に意見照会
  - ・検証部会長名で情報提供
  - ・意見を頂き、受託業者において調査票案に反映し、調査票修正案を作成※同時に調査検討委員会委員についても意見を求める
- ⑨ 第1回調査検討委員会開催
  - ・調査票修正案の議論
  - ・⑦において中医協委員及び調査検討委員会委員より指摘された意見について、反映すべきかどうか検討を要する内容について合わせて議論
- ⑩ 第1回調査検討委員会の検討結果により、調査票最終案を作成
- ⑪ 調査票最終案について、検証部会の承認（方法については日程等により別途調整）を得て、総会に報告
- ⑫ 総会報告後、総会において指摘された必要な修正を取り込んだ調査票により調査開始

## 2. 平成24年度実施分調査スケジュール（案）

平成24年度実施分の調査のスケジュールについては、下記の日程を想定している。なお、「後発医薬品の使用状況調査」については、調査結果を平成25年度後発医薬品推進計画策定の資料として使用することから、平成24年12月までに速報値を公表する必要があるため、他の調査より前倒しで調査を実施する。

3月28日（水）

○検証部会

平成24年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査の進め方について議論し、平成24年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査についての調査項目を決定

4月

○総会

平成24年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査についての調査項目を報告

○検証部会

平成24年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査についての調査項目のうち、平成24年度及び平成25年度にどの調査項目を実施するかを決定

○総会

平成24年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査についての調査項目のうち、平成24年度及び平成25年度にどの調査項目を実施するかを報告

4月～5月

厚生労働省において、決定した調査項目についての調査設計素案を作成し、調達を実施

6月上旬までに

受託業者を決定し、決定し次第受託業者と厚生労働省との打ち合わせを行い、調査設計案を作成

6月

調査設計案について中医協委員及び調査検討委員会委員に意見を求め、寄せられた意見によって修正を行い、調査設計を作成

調査設計をもとにして、受託業者と厚生労働省との打ち合わせを行い、調査票原案を作成

6月～7月

調査票原案について中医協委員及び調査検討委員会委員に意見を求め、寄せられた意見によって修正を行い、調査票修正案を作成

7月～8月

調査検討委員会において、調査票修正案の検討を行い、調査票最終案を作成

8月

○総会

平成24年度調査の調査票最終案の報告・決定

9月～

・「後発医薬品の使用状況調査」の調査を開始

11月～

・「後発医薬品の使用状況調査」以外の調査を開始

12月上旬

○総会

「後発医薬品の使用状況調査」に係る報告書（速報版）について報告

3月までに

○総会

「後発医薬品の使用状況調査」以外の調査に係る報告書（速報版）について報告

### 3. 平成24年度調査における検討事項

#### ① 調査票の簡素化

調査票における質問項目については、案の段階で中医協委員からのご意見を伺い、さらに調査検討委員会における議論の上で決定しているところである。

平成23年度の調査票については、出来る限り詳細な情報を得ることを重視して質問項目を作成した結果、多いものでは10ページを超える調査票となった。また調査によっては、2種類以上の調査票に回答の必要な医療機関も存在するなど、回答に対する負担が非常に大きくなり、回答しない（出来ない）医療機関が多く存在することとなり、結果として回答率の低下につながっていると考えられる。

検証を実施するためには、ある程度詳細な項目による調査が必要であるのは確かであるが、回収率を向上させ、より多くの事例を収集するために、診療報酬の改定の効果を直接聴取することができる質問に限定するなど、調査票を簡素化することが必要ではないか。

② 患者調査票の充実

平成23年度調査までの調査については、保険医療機関や当該機関に所属する医師などの施設等に対しての調査を中心に実施していたところであるが、医療の実態を調査するためには、実際に診療を受けている患者の意識を把握することがより重要であると考えられる。平成24年度調査からは、患者の意識をより把握することが出来るように、回答の際に負担にならない程度において、患者に対する調査票の調査項目を充実させることが必要ではないか。

③ 調査票集計の際の検定

調査内容や調査項目によっては、十分な回答数が得られないことがある。

回答数が少ない場合は、検証を実施する上で、適当ではない結果が導かれて、適正な評価が行えない可能性があるため、十分な回答数が得られなかった場合については、集計を行う際に統計における検定を実施すべきではないか。